

令和5年度（2023年度）

若竹学級利用申請のしおり

<利用申請の受付期間>

○令和5年4月から通年利用する場合の一次受付
(毎月利用すること)

令和4年11月1日(火) ~ 12月16日(金)
(春・夏・冬休みのみ利用の場合、この期間には申請できません)

○通常の受付 (通年利用、春・夏・冬休みのみ利用のどちらも申請可)
※令和5年4月からの通年利用も申請可

利用する前々月1日 ~ 前月15日

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 例1：5月から通年利用の場合、 | 3月1日～ | 4月17日 |
| 例2：春休み（4月）のみ利用の場合、 | 2月1日～ | 3月15日 |
| 夏休み（7月）から利用の場合、 | 5月1日～ | 6月15日 |
| 夏休み（8月）のみ利用の場合、 | 6月1日～ | 7月18日 |
| 冬休み（12月）から利用の場合、 | 10月2日～ | 11月15日 |
| 翌年の冬休み（翌1月）のみ利用の場合、 | 11月1日～ | 12月15日 |
| 翌年の春休み（翌3月）のみ利用の場合、 | 翌1月4日～ | 翌2月15日 |

※春・夏・冬休みのみ利用の場合や、通年利用の予定だったが利用しない月が生じる場合、
利用する最後の月の月末までに、必ず利用終了の届出をしてください。

※期限までに添付書類等揃わず提出できない場合は入級できません。

<受付場所> 各小学校・義務教育学校内の若竹学級

<申請・運営管理に関するご相談> KEG 若竹学級運営管理事務局

073-421-1118

<料金・減免に関するご相談> 和歌山市青少年課

073-435-1235

1. 若竹学級の概要と目的

若竹学級とは、和歌山市内で実施する放課後児童健全育成事業（学童保育）の運営管理業務を「株式会社 KEG リソース」が和歌山市から受託し、学校敷地内等で実施しています。

保護者の事情により放課後に家庭での監護に欠け、保育を必要とする児童に対して、各小学校・義務教育学校の余裕教室などを利用して家庭に代わる生活の場を提供しています。子どもたちが、家庭・学校・地域との連携のもと、遊びを中心とした活動を通して自主性・社会性・創造性を培い、心身ともに健やかに育つことを目指します。

2. 開級日・開級時間

【開級日・開級時間】

| 区分 | 開級時間 |
|---------------|------------|
| 学校のある日（月～金曜日） | 下校時～18時30分 |
| 第2・4土曜日 | 8時～17時 |
| 春休み、夏休み、冬休み | 8時～18時30分 |
| 学校行事の振替休日 | |

※閉級日

日曜日、祝日、第1・3・5土曜日

年未年始（12月28日～1月3日）

夏季休業（8月中旬の1週間程度、具体的な閉級日についてはあらためて周知します。）

事前に若竹学級の利用児童がいないと判明している日

その他、特別な事情で学校が開校されない日

3. 利用料について

（1）利用料

児童1人あたり月額 4,000円

※兄弟姉妹で利用する場合、2人目以降は2,000円に減額します。

※**利用料に日割り制度はありません。利用日数に関わらず（1日も利用しない場合でも）、一律に月額の利用料が満額かかります。**

当該月の途中で利用を開始したり、利用を取り止めた場合も同様です。ご注意ください。

（2）納付方法

原則、口座振替によりご納付いただきます。利用承認後にお配りする「口座振替依頼書」に必要事項を記入・捺印の上、**指定金融機関（紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、わかやま農業協同組合（他地域の農協は不可））**へ提出してください。

口座振替の登録は、前月までに指定金融機関にご提出いただけますと、翌月から引き落としできます。

前年度に口座振替している方で、今年度の「利用申請書」の申請者（保護者）が前年度と同じ場合のみ、上記の手続き無しで前年度と同じ口座からの振替となります。

申請者（保護者）を前年度から変更されますと（例：父親→母親）、前年度と同じ口座からの振替を希望する場合でも、あらためて口座振替の手続きが必要ですので、ご注意ください。

（3）利用料の減額・免除について（※毎年度申請する必要があります。）

利用料の納付が経済的に困難で一定の条件に当てはまる場合、利用料を減額・免除する制度があります。利用承認後に減免の案内をお配りしますので、減額・免除を希望する方は、「利用料減額・免除申請書」と「同意書」に必要事項を記入・捺印の上、添付書類と合わせて青少年課に申請してください。

減額・免除の申請は、年度ごとに必要です。また、認定された月の利用料から、減額・免除の対象と

なります。原則として前年度にさかのぼる減額・免除の申請はできませんのでご注意ください。

4. 利用資格について

若竹学級を利用できるのは、監護者（保護者）の事情により放課後に家庭での監護に欠け、保育を必要とすると認められる、小学校・義務教育学校の前期課程に就学している児童です。

原則として、**児童と同居（世帯分離も含む）する成人の監護者全員（祖父母、内縁関係等を含む）**が、下表のいずれかの条件に該当するため家庭で児童の保育を行えない場合に、若竹学級を利用できます。
なお、児童と同居であっても、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等は除きます。

【条件①】

| 理由 | 利用が認められる場合 | 利用可能期間 |
|-------------|--|---|
| 就労 | 監護者が、月12日以上（日曜日を除く）かつ月48時間以上、就労している場合 | 就労、就学している期間 |
| 就学 | 監護者が就労準備のため、月12日以上（日曜日を除く）かつ月48時間以上、職業訓練校等へ就学（技能訓練）している場合 | |
| 監護者の疾病 | 監護者が、疾病、負傷等のため1ヶ月以上の加療を要する場合 | 左記の理由により、利用を必要とする期間 |
| 監護者の障がい・要介護 | 監護者が、心身に障がい等を有するか、介護（要介護1以上）を必要とする場合 | |
| 親族等の介護・看護 | 監護者が、月12日以上（日曜日を除く）かつ月48時間以上、親族等の介護（要介護1以上）または看護をしている場合 | |
| 出産 | 監護者が、8週間以内に出産を予定している場合、または、出産してから8週間以内の場合 ※多胎妊娠の場合、産前14週間以内可 | 産前8週間（または14週間）以内に属する月～産後8週間以内に属する月 |
| 求職 | 監護者が、求職活動のため家庭にいない場合 ※申込日までの30日間に5日以上 ^の 求職活動の実績が必要 | 利用を必要とする期間 <u>（最長で通算3ヶ月まで、年度内1回限り）</u> |
| 高齢 | 利用開始日時点で年齢75歳以上の監護者 | 左記の理由により、利用を必要とする期間 |

※事業専従者の場合は確定申告書B第2表に記載されている者であること。

※監護者が育児休暇を取得している期間中の利用はできません。

例：育児休業期間の終了日が6月30日の場合、7月1日から利用可

※就労が内定し、採用予定日が決まっている場合、採用予定日以降を利用開始日として利用できます。

この場合、採用予定日が記載された「就労証明書」が必要です。

5. 利用区分（利用可能月）について

家庭で監護を行えない時間帯に応じて、若竹学級を利用できる区分が異なります。【条件②】

平日の14時30分～18時30分の一部または全部の時間に、**児童と同居する成人の監護者全員が就労等（通勤等に要する時間を含む）で自宅にいない**ため、家庭で監護を行えない場合のみ、通年利用（毎月利用すること）ができます。なお、夜間勤務・交代制勤務等のため、上記の時間帯に自宅で休まれている方は除きます。

条件①を満たした上で、上記の時間帯以外を含めて、**児童と同居する成人の監護者全員が就労等で自宅にいない**場合、長期（春・夏・冬休み）のみ利用できます。

【条件②】

| | | |
|-----------------|------------------|--|
| 家庭で監護を行えない時間帯 | 平日 14時30分～18時30分 | それ以外 |
| 利用区分 (利用可能月) | 通年(4月～翌3月)利用可 | 春休み(4月・翌3月)、夏休み(7～8月)、冬休み(12～翌1月)のみ利用可 |

6. 利用申請の受付について

若竹学級を利用するためには、事前の利用申請が必要です。利用申請は、年度ごとに行う必要があります。受付期間中に、必要書類を揃えて申請書を各若竹学級に提出してください。

(1) 受付期間

①令和5年4月から通年利用する場合の一次受付

| | |
|------|------------------------------------|
| 受付期間 | 令和4年11月1日(火)～令和4年12月16日(金)の若竹学級開級日 |
|------|------------------------------------|

②通常の受付(通年利用、春・夏・冬休みのみ利用のどちらも申請可)※令和5年4月から通年利用も申請可

| | |
|------|----------------------------|
| 受付期間 | 利用を希望する前々月1日～前月15日の若竹学級開級日 |
|------|----------------------------|

(2) 受付時間・場所 ※若竹学級は、その小学校・義務教育学校に通っている児童が利用可

| | |
|------|---------------------------------|
| 受付時間 | 13時～18時30分 (土曜日・日曜日・祝日等の閉級日を除く) |
| 受付場所 | 各小学校・義務教育学校内の若竹学級 |

(3) 提出書類

①「放課後児童健全育成事業利用申請書」

②「誓約・同意書および家庭状況申告書」

③利用を必要とする理由を証明する書類(下表を参照)

※③については、児童と同居(世帯分離も含む)する監護者(祖父母、内縁関係等を含む)全員分が必要です。

なお、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等の分は不要です。

※「所定の様式」については、若竹学級に備え付けています。

※受付期間内に必要事項を全て記入した「利用を必要とする理由を証明する書類」を提出してください。書類不足、提出された書類の内容に不備がある場合は入級決定審査の対象となりません。

| 理由 | | 利用を必要とする理由を証明する書類 |
|--------|---|--|
| 就 労 | 被雇用者 | <ul style="list-style-type: none"> 就労証明書(様式1の1) ※法人の代表者等で、会社から給与を受けている場合もこちらです。 |
| | 個人事業主、内職、農業等、 | <ul style="list-style-type: none"> 就労申告書(様式1の2) 事業を行っていることが分かる書類(原則、①～③のいずれか) ①直近の確定申告書の写し ②直近の市民税申告書の写し ③開業したばかりで申告前の場合、開業届の写し |
| | (家庭内)事業専従者 | <ul style="list-style-type: none"> 就労申告書(様式1の2) 事業主の確定申告書B第2表の写し(事業専従者の名が記載されている部分)(別紙1参照) ※専従者控除の場合に限る。配偶者控除、扶養控除等の場合は対象外 |
| 就学 | <ul style="list-style-type: none"> 就学先で発行した在学証明書の写し 就学日時が分かる時間割等の写し | |

| | |
|-------------|--|
| 監護者の疾病 | ・医師の診断書の写し〔様式2を使用〕 |
| 監護者の障がい・要介護 | 障がい…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 要介護…介護保険被保険者証（ <u>要介護1以上</u> ） |
| 親族等の介護・看護 | 介護…介護を要する者の介護保険被保険者証（ <u>要介護1以上</u> ） または 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 看護…看護を要する者の医師の診断書の写し〔様式3を使用〕 及び 看護の理由書（所定の様式） |
| 出産 | ・母子健康手帳の写し（出産予定日を記載している部分） |
| 求職 | ・ハローワークの受付票、求人申込完了画面の写し ・求職活動誓約書（所定の様式） |
| 高齢 | 運転免許証、健康保険証、パスポート等年齢の確認できる公的な証明の写し |

（4）注意事項

以下の事項に注意し、同意の上、利用を申請してください。

①春・夏・冬休みのみ利用の場合や、通年利用の予定だったが利用しない月が生じる場合、休止ではなく、いったん利用を終了していただきます。利用する最後の月の月末までに、必ず利用終了の届出をしてください。

再び利用が必要となった場合、「放課後児童健全育成事業利用申請書」と「再申請誓約書」を提出してください。ただし、若竹学級が定員に達している場合、待機していただく場合があります。

②同意書に基づき、審査に必要な所得や世帯等の情報を、（株）KEGリソースが和歌山市に照会する場合があります。

③納期限までに若竹学級の利用料を必ず納付してください。若竹学級の利用料は、若竹学級を運営するための大切な財源です。過去を含めて、保護者及び世帯が利用料を滞納している場合、若竹学級を利用できません。利用の承認を取り消して利用を終了していただく場合があります。

④若竹学級への送迎のため、学校敷地内に自動車を乗り入れることはできません。路上駐車など近隣住民の迷惑や交通の妨げとなる行為も禁止されています。

⑤若竹学級の安心安全で円滑な運営にご協力ください。

若竹学級には、生活の場として様々な決まりごとがあります。それらの決まりごとを守ってご利用いただけない場合、児童・保護者が他の児童・保護者や指導員に危害を加えたり暴言を吐くなどして集団生活に著しい支障が生じる場合や「誓約・同意書および家庭状況申告書」の誓約・同意事項が守られない場合等には、若竹学級の利用を制限したり、利用の承認を取り消して利用を終了していただく場合があります。

⑥若竹学級の利用申請は通学している小学校の若竹学級にしかできません。

7. 定員調整について

若竹学級では、子どもたちに安心安全で居心地のよい生活の場を提供するために、1学級あたりの定員を設けています。

定員を超えて利用の希望がある場合、利用を希望する児童全員について和歌山市が定員調整を行って受け入れ順を決定します。利用を必要とする理由、児童の学年、世帯（ひとり親か共働きか等）の状況、利用状況（前年度に5日以上の利用の順守）等が基準となります。

若竹学級を利用していただける場合、「利用承認決定通知書」をお届けします。前年度に利用されていても、今年度利用できるとは限りませんので、必ずこの通知書をお待ちください。

定員に達した若竹学級では、残りの児童を待機児童として登録します。通年利用の一次受付で定員に達した場合、その後に受け付ける春・夏・冬休みのみの利用については待機となります。待機児童として登録された場合、「利用不承認決定通知書（保留）」をお届けしますので、定員に空きが出るまで利用をお待ちください。定員に空きが出たら、待機者を含む利用を希望する児童全員であらためて調整を行い、定員まで待機児童を受け入れます。

8. 緊急時の対応について

（１）感染症による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は閉鎖期間中、感染拡大防止の観点から若竹学級を利用できません。また、下校するまでの授業時間中に学級・学年閉鎖となった当日においても、同様の観点から若竹学級は利用できません。学校閉鎖となった場合、その学校の若竹学級も閉鎖となります。

なお、若竹学級を利用する児童が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等、感染症の影響により、若竹学級を臨時に閉鎖する場合があります。保健所等の指示により、疫学調査や検査にご協力いただく必要が生じましたら、ご協力をお願いします。

（２）気象警報が発表されたとき

気象警報が発表された場合、学校の状況や警報の発表と解除のタイミングによって若竹学級が閉級となる場合があります。開級・閉級の基準は以下のとおりです。

また、警報の有無によらず、危険が予想される場合には閉級となる場合があります。

【平日（学校登校日）】

| 学校の状況 | 若竹学級の利用 |
|----------------------|---|
| 学校が休校となった場合 | 若竹学級を閉級します。 |
| 途中から授業がある場合 | 若竹学級を開級します。 ※給食が無い場合は弁当を持参してください。 |
| 短縮授業となり、通常より早く下校する場合 | 若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。 |
| 若竹学級の開級後に、警報が発表された場合 | 警報が発表され次第、若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。 |

※前日の時点で、学校が翌日の午後の授業を休校とし、児童を通常より早く下校させると決定している場合、翌日の警報の有無や午前中の授業の有無に関わらず、若竹学級を閉級します。

【春・夏・冬休み中、第2・4土曜日、振替休業日（学校登校日以外の開級日）】

| | 8時まで | 8時以降 | 11時まで | 若竹学級の利用 |
|---|------|------|-------|---|
| ① | 警報発表 | 継続 | | 若竹学級を閉級します。 |
| ② | 警報発表 | 警報解除 | | 13時から若竹学級を開級します。 ※8時には開級しません。 |
| ③ | — | 警報発表 | | 警報が発表され次第、若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。 |

①8時までに警報が発表されて、11時までに解除されない場合、若竹学級を閉級します。
児童をお預かりすることはできません。

②8時までに警報が発表されて、11時までに解除された場合、13時から若竹学級を開級します。
13時より前に警報が解除されても、**13時より前に児童をお預かりすることはできません。**

- ③8時以降に警報が発表された場合、警報が発表され次第、若竹学級を閉級します。
警報発表後に児童をお預かりすることはできません。
既に登級している児童については、速やかにお迎えをお願いします。

9. 各種連絡・届出について

(1) 欠席について（5日未満の利用終了ルール）※翌年度利用制限あり

若竹学級を欠席する場合、必ず事前に若竹学級に連絡してください。連絡なく欠席された場合、若竹学級から確認の連絡をいたします。なお、病気や怪我等のやむを得ない理由がなく欠席が続き、1ヶ月の出席日数が5日未満となった場合、利用日数が5日未満となった理由書を提出していただきます。また、翌月以降の利用を終了していただく場合があります。

若竹学級は真に必要なとされているご家庭のためのものであり、利用日数が少ない場合は、入級をお待ちいただいている他の利用者を優先しますので、利用を制限させていただくこととなりますのでご注意ください。

また、次年度に利用申請された場合、前年度の利用状況も定員調整の参考とさせていただきますのでご注意ください。

(2) 申請内容の変更について

児童・保護者の氏名、住所、連絡先、家庭状況、口座振替の廃止などの変更があった場合、所定の様式の「変更届」をすみやかに若竹学級に提出してください。

家庭で監護できない事情（例：「求職」→「就労」）、就労条件（例：勤務時間の変更により、「春・夏・冬休みのみ利用」→「通年利用」）などの変更があった場合、「変更届」と変更後の添付書類（就労証明書等）をすみやかに若竹学級に提出してください。

(3) 利用の終了について

利用の必要なくなった場合、所定の様式の「利用終了届」を利用の最終日までに若竹学級に提出してください。春・夏・冬休みのみ利用の場合や、通年利用だが利用しない月が生じた場合（例：7月まで利用し、8月のみ利用しない場合等）も、いったん利用を終了していただきます。「利用終了届」の提出日より前にさかのぼって利用を終了することはできません。「利用終了届」の提出日の月まで利用料がかかりますので、ご注意ください。

再び利用が必要となった場合、「放課後児童健全育成事業利用申請書」と「再申請誓約書」を提出して再申請してください。再申請の際、家庭で監護できない事情や就労条件に変更がある場合、変更したことを証明する書類を合わせて提出してください。

若竹学級が定員に達している場合、再申請されても、空きが出るまで待機していただく場合もありますので、ご承知おきください。

(4) 他校への転校について

市内の他校に転校し、転校先でも若竹学級を利用する場合、転校前の若竹学級に「利用終了届」を、転校先の若竹学級に「放課後児童健全育成事業利用申請書」を提出してください。その際、申請期限には十分注意してください。なお、転校先の若竹学級が定員に達している場合、空きが出るまで待機していただく場合もあります。定員状況について、若竹学級運営管理事務局（TEL 073-421-1118）に事前にお問合せいただくこともできます。

転校先の学校が確定して、転校前に上記の手続きを行う場合、住所変更により校区が変わることを確認できる書類（住居の売買契約書、賃貸借契約書の写し等）を添付してください。

(5) 利用の休止について

ご家庭の事情等で一時的に利用しない月があっても、利用を休止することはできません。一時的に利用しない場合、(3)のとおり、利用を終了し、再び利用が必要となったら再申請してください。

児童が入院する等、健康上その他やむをえない理由で利用を休止せざるをえない場合のみ、所定の様

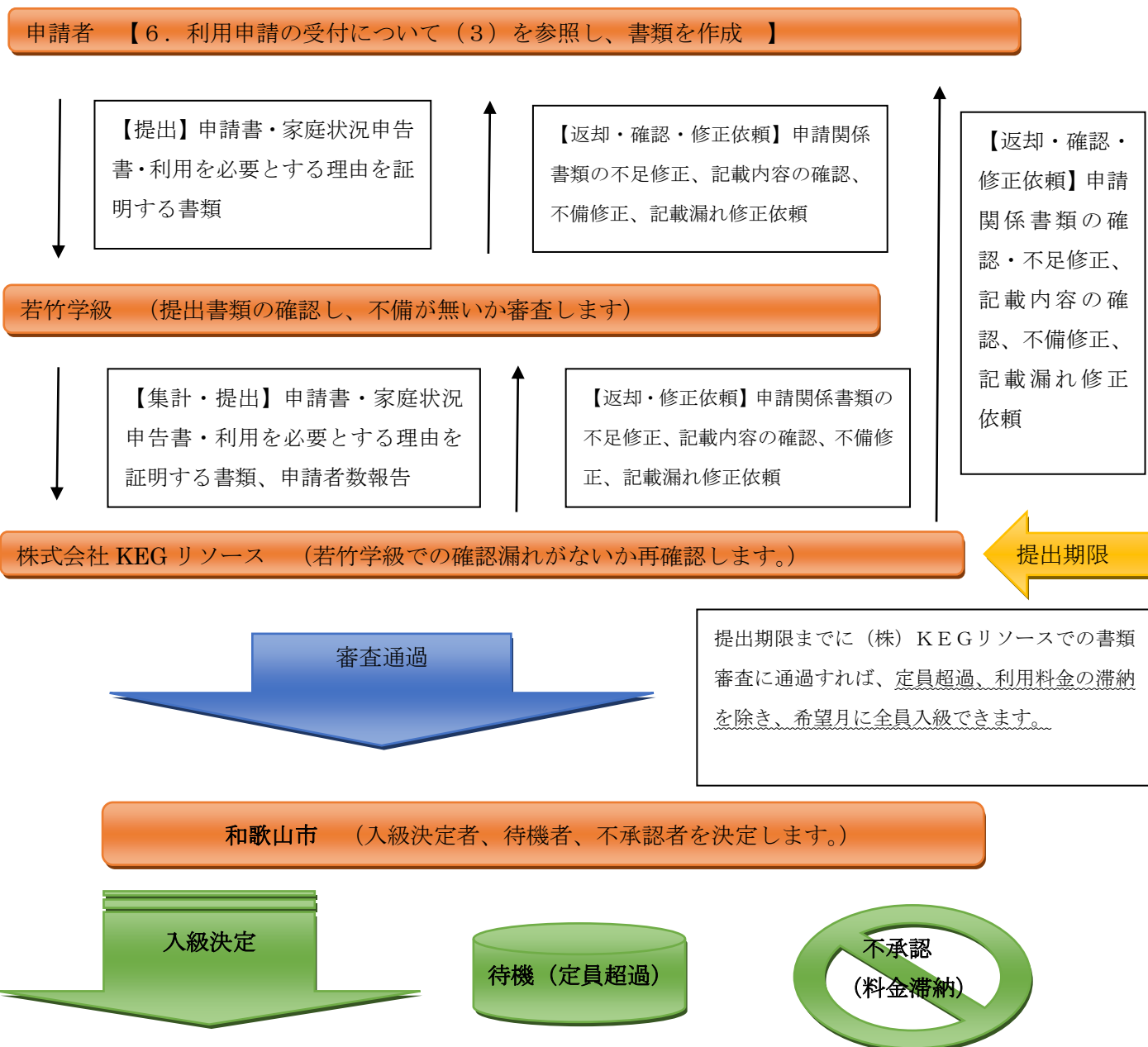
式の「利用休止届」を提出することができます。この場合、**利用を休止せざるをえない理由と期間を確認できる書類（医師の診断書の写し等）**を添付し、必ず休止期間の初日までに提出してください。「利用休止届」に記載の休止期間の初日から利用を休止し、期間を過ぎた初日に利用を再開します。月の初日から末日まで休止する場合、当該月の利用料が免除となります。「利用休止届」の提出日より前にさかのぼって休止することはできません。

休止期間を延長する場合、再度、「利用休止届」と期間の延長を確認できる書類を提出してください。予定より早く利用を再開する場合、所定の「再開届」を提出してください。

休止期間の満了後に利用を再開せず終了する場合、「利用終了届」を提出してください。また、利用を休止せざるをえない期間を超えて欠席が続いた場合、(1)のとおり、利用を終了していただく場合があります。ご注意ください。

10. 審査の流れについて

申請者は、申請期限までに必要書類を不備なく提出してください。提出期限までに、株式会社KEGリソースでの書類審査に通過した方は、**定員超過、利用料金の滞納を除き、全員**和歌山市が入級決定します。**提出期限までに(株)KEGリソースでの書類審査に通過しない場合は希望月に入級できません。**



事業専従者の添付書類の見本（事業主の確定申告書B第2表）

令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

住所
屋号
フリガナ氏名

〇 社会保険料控除等に関する事項 (13~16)

| 保険料等の種類 | 支払保険料等の計 | うち年末調整等以外 |
|-------------|----------|-----------|
| ⑬ 社会保険料控除 | 円 | 円 |
| ⑭ 国民健康保険料控除 | 円 | 円 |
| ⑮ 生命保険料控除 | 円 | 円 |
| ⑯ 地震保険料控除 | 円 | 円 |

〇 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

| 所得の種類 | 種目 | 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 | 収入金額 | 源泉徴収税額 |
|--------------|----|-----------------------------|------|--------|
| | | | 円 | 円 |
| ⑭ 源泉徴収税額の合計額 | | | | 円 |

〇 本人に関する事項 (17~20)

寡婦 ひとり親 勤労学生 障害者 特別障害者

死別 生死不明 離婚 未婚 年頭以外かつ専修学校等

〇 雑損控除に関する事項 (26)

| 損害の原因 | 損害年月日 | 損害を受けた資産の種類など |
|-------|-------|---------------|
| | | |

〇 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

| 所得の種類 | 収入金額 | 必要経費等 | 差引金額 |
|--------|------|-------|------|
| 譲渡(短期) | 円 | 円 | 円 |

〇 事業専従者に関する事項 (55)

| 事業専従者の氏名 | 個人番号 | 続柄 | 生年月日 | 従事月数・程度・仕事の内容 | 専従者給与(控除)額 |
|----------|----------------|----|------------|---------------|------------|
| 若竹 花子 | ※ 個人番号は複写されません | 妻 | 明大 26.3.15 | 9カ月 3時間 農作業 | 860,000 |
| | ※ 個人番号は複写されません | | | | |

〇 住民税・事業税に関する事項

| 住民税 | 非上場株式の少額配当等 | 非居住者の特例 | 配当割額控除額 | 株式等譲渡所得割額控除額 | 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要 | 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 | 都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象) | 共同募金、日赤その他の寄附 | 都道府県条例指定寄附 | 市区町村条例指定寄附 |
|-----|-------------|---------|---------|--------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|---------------|------------|------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

事業税

| 非課税所得など | 番号 | 所得金額 | 円 | 損益通算の特例適用前の不動産所得 | 円 | 前年中の(開)業 | 開始・廃止 | 月日 |
|-----------------------|----|------|---|------------------|---|----------|-------|----|
| 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 | | | | 事業用資産の譲渡損失など | | | | |

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

氏名 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者 氏名 給与

事業主の確定申告書に専従者の氏名が記載されていること

第二表 ○この用紙は控用です。

(様式2) ※監護者自身の疾病の場合

診 断 書

| | | | |
|-------------------------|--------------------|------|-------|
| 氏名 | 男 女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所 | | | |
| 療養期間 ※必ず記入して ください | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |
| 病名や症状 | のため自宅での子の保育は困難である。 | | |
| 上記の通り診断いたします。 | 年 月 日 | | |
| 医療機関名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 診断医師名 | 印 | | |

※完治の期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日（例：令和5年3月31日）までを記載してください。

(様式3) ※親族の看護の場合

診 断 書

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|------|-------|
| 氏名 | 男 女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所 | | | |
| 療養期間 ※必ず記入して ください | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 病名や症状 | により日常的に親族等の看護が必要な状態である。 | | |
| 上記の通り診断いたします。 | 年 月 日 | | |
| 医療機関名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 診断医師名 | ⑩ | | |

※ 完治の期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日（例：令和5年3月31日）までを記載してください。

令和5年度口座振替日、納付書納期限

| | |
|-------------|---------------------|
| 令和5年 4月分利用料 | <u>令和5年6月30日（金）</u> |
| 令和5年 5月分利用料 | |
| 令和5年 6月分利用料 | <u>令和5年7月31日（月）</u> |
| 令和5年 7月分利用料 | |
| 令和5年 8月分利用料 | 令和5年8月31日（木） |
| 令和5年 9月分利用料 | 令和5年10月2日（月） |
| 令和5年10月分利用料 | 令和5年10月31日（火） |
| 令和5年11月分利用料 | 令和5年11月30日（木） |
| 令和5年12月分利用料 | 令和6年1月4日（木） |
| 令和6年 1月分利用料 | 令和6年1月31日（水） |
| 令和6年 2月分利用料 | 令和6年2月29日（木） |
| 令和6年 3月分利用料 | 令和6年4月1日（月） |